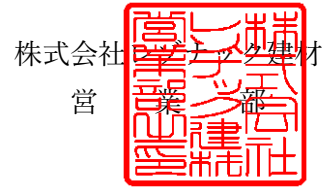


2023年11月7日

お取引先様 各位



がん原性物質の通知に関しまして（第6報；対象製品変更）

貴社益々ご盛栄のこと、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

すでに第5報までにごがん原性物質に関する対象製品をお知らせしてきましたが、この度、対象としていた製品から下記製品が非該当となりましたことをお知らせいたします。

<非対象製品となる製品>

ハイモルエマルジョン（ペタルス EV-300）

（原料の一つでありました酢酸ビニルの残分の低減策をおこない、この度、その残分が安定的に閾値未満であることを確認いたしました。）

5報まででお知らせしてきました下記のリストから

ハイモルエマルジョン（ペタルス EV-300）を削除いたします。

2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました（厚労省告示第371号）。

この告示は2023年4月1日から施行となっております。

また、この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象になります。

この「がん原性物質」は、作業記録等の30年間の保存が、労働安全衛生規則第577条の2第3項に規定されています。

尚、本規定による「がん原生物質」の対象製品は下記の通りとなります。

詳細はSDSにてご確認ください。

記

削除する製品

対象製品	対象物質 (がん原性物質)	削除理由
ハイモルエマルジョン (ペタルス EV-300)	酢酸ビニル (CAS No.14808-60-7)	閾値未満のため

既報告

対象製品	対象物質 (がん原性物質)	閾値
ショウゼット ER-4F ショウゼット HC-4F	シリカ (結晶質) (14808-60-7)	0.1%
ショウゼット NCY 硬化剤 S	シリカ (結晶質) (14808-60-7) 4,'4-メチレンジアニリン (CAS No.101-77-9)	0.1% 0.1%
ショウゼット UV-2 A 剤	ホルムアルデヒド	0.1%
ハイモル®マックス#5 ハイモル®マックス#30 ハイモル®スーパー#10	シリカ (結晶質) (14808-60-7)	0.1%
ハイモル®スーパー#15 ハイモル®スーパー#20 (既に SDS に記載しているものは除く)	(他原料由来) シリカ (結晶質) (14808-60-7) (他原料由来)	0.1%
ショウゼット NCY 硬化剤 S ショウゼット NCY スプレー 硬化剤	4,'4-メチレンジアニリン (CAS No.101-77-9)	0.1%
ストップ接着用ペースト樹脂 セレタック G 混和液 ハイモルエマルジョン M	酢酸ビニル (CAS No.14808-60-7)	0.1%

以上